

## 市立函館病院英語論文補助検討実行委員会設置要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、市立函館病院に勤務する職員が英語論文を雑誌へ投稿する場合、投稿料を病院が負担することについて検討し、当院職員の資質の向上を図るほか、医師等の確保に資することを目的に、英語論文雑誌投稿料補助検討実行委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、運営および構成員に関し必要な事項を定める。

### (組 織)

第2条 委員会は次に掲げる委員で組織する。

- (1) 委員は、病院長が指名する副院長、庶務課長、経理課長、医局担当課長、庶務担当主査、医局担当主査、庶務担当者、図書司書とする。
- (2) 委員会は、英語論文補助に係る検討が終了した日の属する年度末に解散するものとする。

### (委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の中から病院長の指名により定める。

- 2 委員長は、委員会を招集しその議長となる。
- 3 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

### (委員会の開催)

第4条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員会は、随時開催することができる。

### (審査事項)

第5条 委員会は、次の事項について審査する。

- (1) 英語論文雑誌投稿病院負担申請についての妥当性に関すること。
- (2) 令和6年度以降の方針に関すること。
- (3) その他、委員会が必要と認める事項

### (事務局)

第6条 委員会の庶務は、図書検討委員会において処理する。

### (補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って決定する。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。